

質問に対する回答について
 工事名) 東北自動車道 国見橋床版修繕工事

質問事項と回答

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>特記仕様書 25-20 交通保安要員</p> <p>交通監視員 A3 の配置について、交通規制内の工事車両出入り口等の配置人数は国見橋 2 人、石母田橋 2 人、厚樫橋 6 人となっておりますが、出入りローか所につき 2 人と考え、出入り口の箇所は国見橋 1 か所、石母田橋 1 か所、厚樫橋 3 か所と考えることでよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2	<p>特記仕様書 25-13 床版防水工</p> <p>「新設のコンクリート床版に防水工の要求性能としてグレードⅡに適合する防水層を施工するもの。」との記載がございますが、この防水層を B L G で施工することは可能でしょうか。</p>	<p>特記仕様書 25-13 「床版防水工」のとおり、新設のコンクリート床版に防水工の要求性能としてグレードⅡに適合する防水層をご検討ください。</p>
3	<p>設計図 (117/173) 国見 IC 橋梁部 標準断面図</p> <p>橋軸方向の舗装及び防水層の施工継部に施工重複幅との記載がございますが、当該部分の標準案としての施工方法をご教授ください。</p>	<p>修繕範囲及び施工重複箇所の床版防水工を施工後、施工重複箇所に砂を散布、基層及び表層を施工し、次のステップで施工重複箇所の基層及び表層を撤去、修繕範囲の床版防水工を施工し、修繕範囲及び施工重複箇所の舗装を施工することを想定しています。</p>
4	<p>設計図 (114/173) 国見橋交通安全・管理施設工 施工ステップ図(2)</p> <p>2023 年 7 月 27 日付け質問回答書③で、「路肩幅を減少することは交通規制の対象となります。」との回答がありましたが、設計図 (114/173) に「※2.当該車線全体が完了するまでは、1 施工箇所完了後に車線解放する際に、仮設防護柵は壁高欄側路肩内に移動させ存置する。」との記載があります。これは交通規制の対象とはならないのでしょうか。</p>	<p>仮設防護柵は地覆部に存置することを想定しており、路肩幅や車線幅員を制限していないため、交通規制の対象とはなりません。</p>
5	<p>設計図 (115/173) 石母田橋、厚樫橋</p> <p>交通安全・管理施設工 施工ステップ図</p> <p>「※3.当該車線全体が完了するまでの 1 施工箇所完了後はレベリング工表層タイプ A により車線を一時開放する。」と</p>	<p>構造上の工夫や特殊な施工方法等による提案であり、実現可能な提案の場合は、評価対象となります。</p>

	<p>の記載がございますが、施工箇所を横断的に分割するのではなく、壁高欄を1橋分すべて完了させる等、縦断的に分割し工程短縮することは評価の対象となるでしょうか。</p>	
--	--	--